

(案)

北本市国土強靭化地域計画

令和4年3月
(令和8年3月改定)
北本市

目次

第1章 計画の策定に当たって	1
1 背景	1
2 位置付け	1
3 期間	1
第2章 本市の地域特性	2
1 地勢	2
2 気象	3
3 人口	4
4 土地利用	5
5 産業	6
6 交通	6
7 過去の災害	8
8 想定される災害	9
第3章 計画の目標	12
1 基本目標	12
2 事前に備えるべき目標	12
第4章 脆弱性の評価	13
1 リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)の設定	13
2 脆弱性の評価	14
3 施策分野の設定	14
4 脆弱性の評価の結果	15
第5章 対応方策	27
個別施策分野	
1 健康・医療・福祉	27
2 住宅・都市・ライフライン	28
3 環境・エネルギー	30
4 行政機能(警察・消防等含む)	30
5 産業・農業	33
6 教育・文化	33
7 情報通信	33

横断的施策分野

8 地域づくり・リスクコミュニケーション	34
9 老朽化対策	35

第6章 計画の推進と進行管理 **36**

1 計画の推進体制	36
2 計画の進行管理	36

第1章 計画の策定に当たって

1 背景

平成23年に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱性が明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的課題として認知されることとなった。

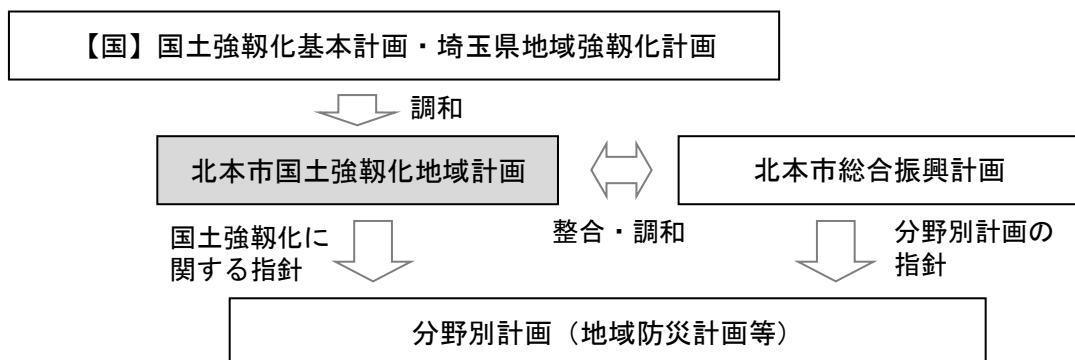
国においては、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法」(以下「国土強靭化基本法」という。)を公布・施行し、平成26年6月には国土強靭化に関する国の計画等の指針となる「国土強靭化基本計画」を策定(令和5年7月改定)するなど、強靭な国づくりを進めている。

埼玉県においても、このような国の動きに合わせ、平成29年3月に「埼玉県地域強靭化計画」を策定(令和4年3月改定)し、国土強靭化に係る施策を推進している。

本市においても、大規模な自然災害等から、市民の生命と財産を守り、迅速に回復する「強さ」と「しなやかさ」を持った災害に強いまちづくりを推進するため、「北本市国土強靭化地域計画」(以下「本計画」という。)を策定するものとする。

2 位置付け

本計画は、国土強靭化基本法第13条の規定に基づく「国土強靭化地域計画」であり、国の「国土強靭化基本計画」、「埼玉県地域強靭化計画」との調和を図りつつ、市政の基本的な指針である「北本市総合振興計画」とも整合を図り、本市の国土強靭化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。



3 期間

本計画が対象とする期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、北本市総合振興計画の策定に合わせて見直しを行う。ただし、計画期間中であっても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画を見直すこととする。

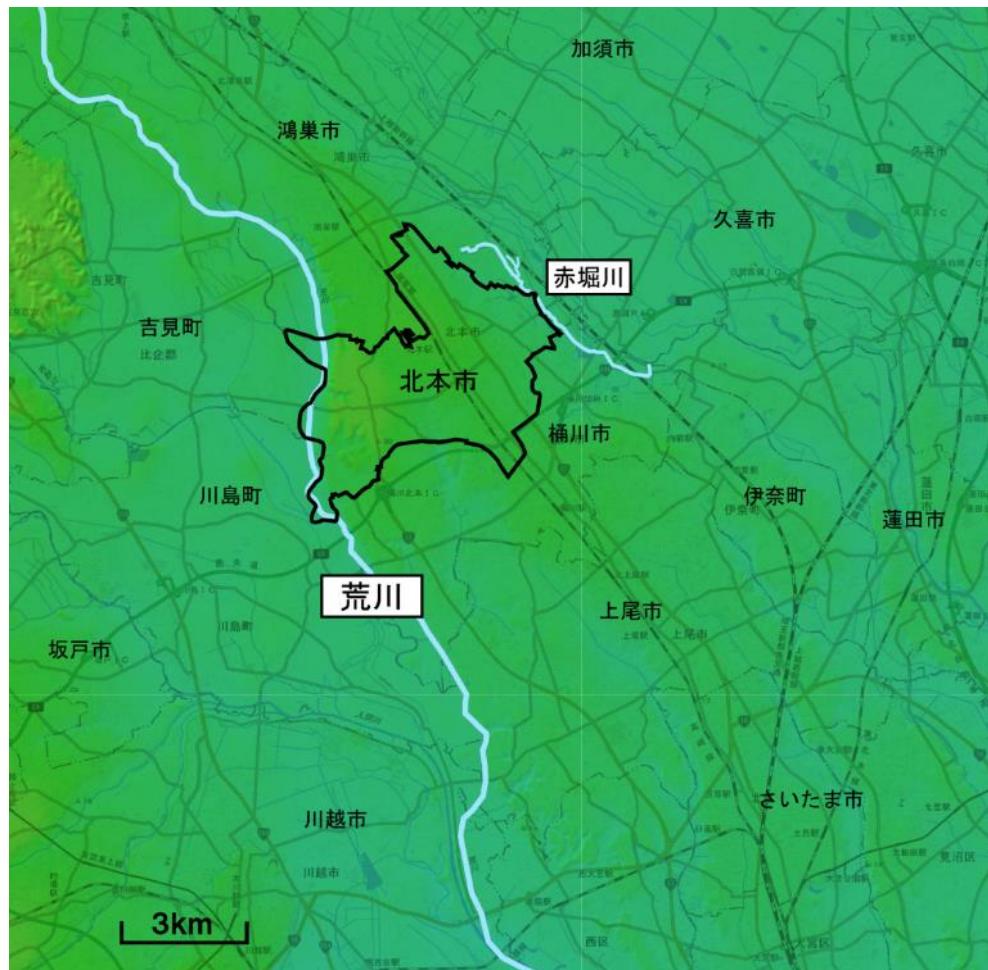
第2章 本市の地域特性

1 地勢

(1) 位置・面積

本市は、埼玉県の中央部に位置し、面積は19.82km²、東西に6.4km、南北に6.8kmの広がりを有している。都心から約45km圏に位置しており、周辺は、北及び東は鴻巣市、南は桶川市、西は荒川を挟み吉見町、川島町に接している。

市域の多くは大宮台地の北西端部にあり、JR高崎線の東西に市街地が形成されている。台地の東西には荒川や赤堀川の沖積低地が発達し、高尾・荒井付近には顕著な開析谷を見ることができる。



出典:国土地理院地図を元に作成

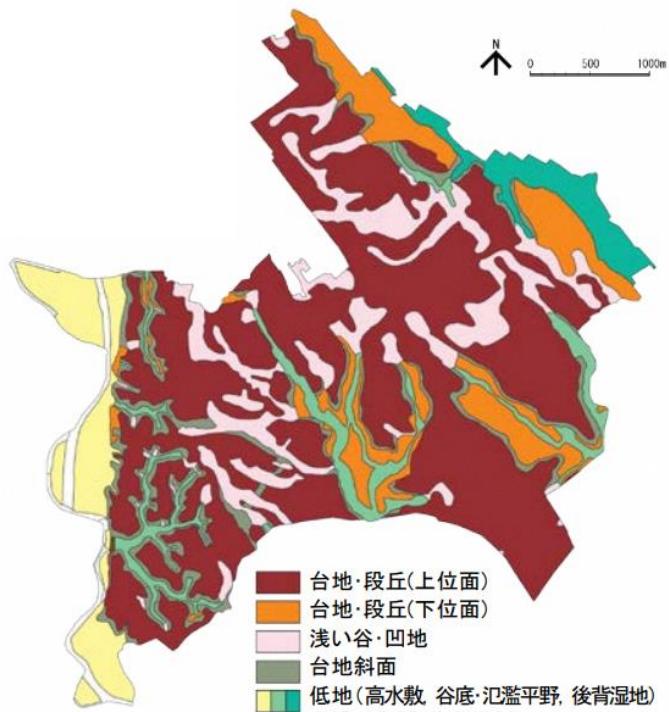
(2) 地形

本市の地質は、全体的に荒川、元荒川の沖積土からなっており、北足立台地に属する台地で、国道17号より西側では、黄褐色で表層腐植物を含まない土壤質から強粘質の関東ロームが広く発達しており、4~11mの層厚になっている。国道17号より東側では、表層腐植土層を混入する黄褐色のローム層が発達している。関東ローム層は、上部のローム土(赤土)と下部の凝灰質粘土に大別されるが、自然堆積したローム土は安定しており比較的大きな強度がある。

台地と低地の境は、台地の側面が低地側へと下っている斜面で、台地面と同様に安定した地盤となっている場所もあるが、後背地から浸透してくる雨水や地下水の影響で地盤が軟弱化するなど、雨洗によって台地側から運ばれて再堆積した軟弱土が分布する。また、人為的に造成されているため、場所によって盛土の厚さが異なるように地盤のバランスが悪くなっていることがある。

谷底低地は、台地部が小さい河川などによって削られて形成された低地で、台地部の間に樹枝状に分布している。台地を形成していた土砂が再堆積した土や有機質土(腐植土)などが分布しており、非常に軟弱な地盤となっている。

氾濫低地は、荒川流域に広く分布する標高の低い平坦面である。地下水位が高く、軟弱な粘土やシルトが厚く分布しているため、長期的な沈下(圧密沈下)が問題になっている場所が多い。

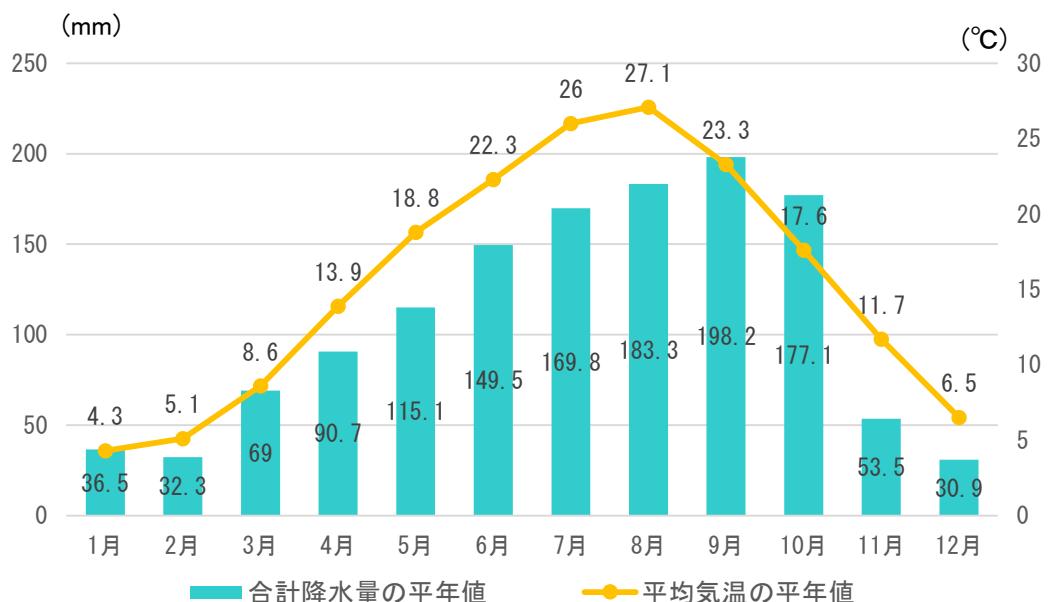


出典：国土交通省国土地理院発行 縮尺 2万5千分の1
土地条件図「鴻巣」昭和55年3月「大宮」昭和47年3月
※人為改变前の地形・土地条件 (荒川の河道は現況)

2 気象

本市の最寄りの気象官署である熊谷地方気象台の気象データ(平成3年～令和2年)によると、降水量の平年値は1305.8mm、年間平均気温は15.4℃となっている。

■熊谷観測所の気温・降水量の平年値



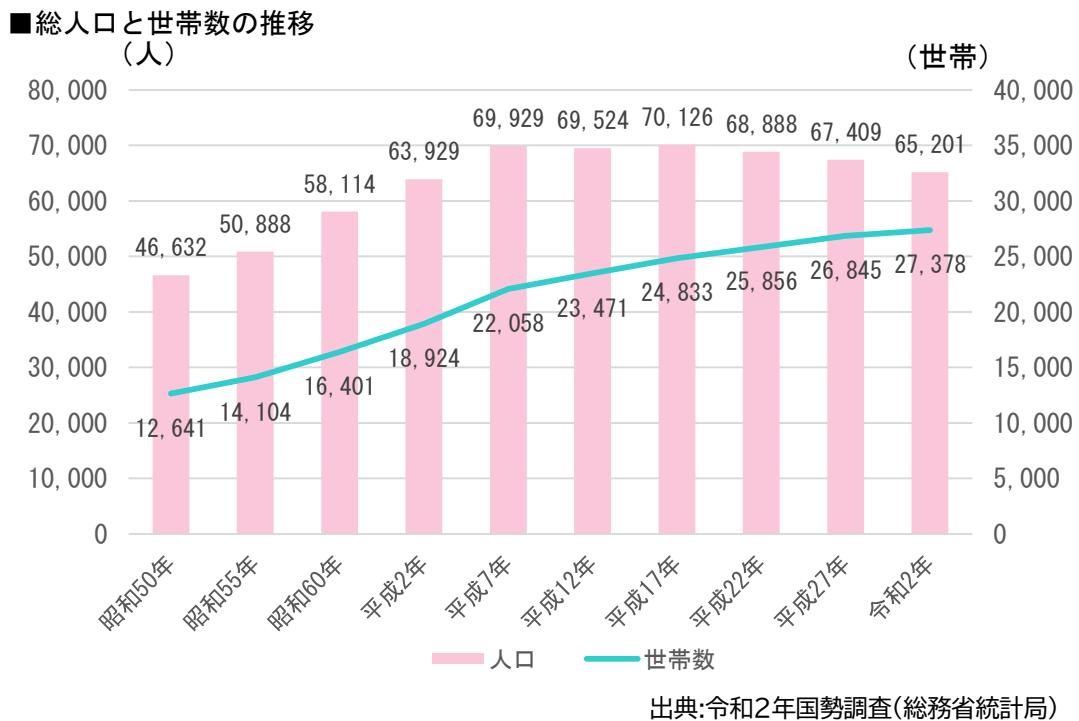
出典:気象庁 過去の気象データ

3 人口

(1) 人口・世帯の状況

本市の人口は、平成17年の70,126人をピークに減少を続け、令和2年10月1日の時点で65,201人となっている。

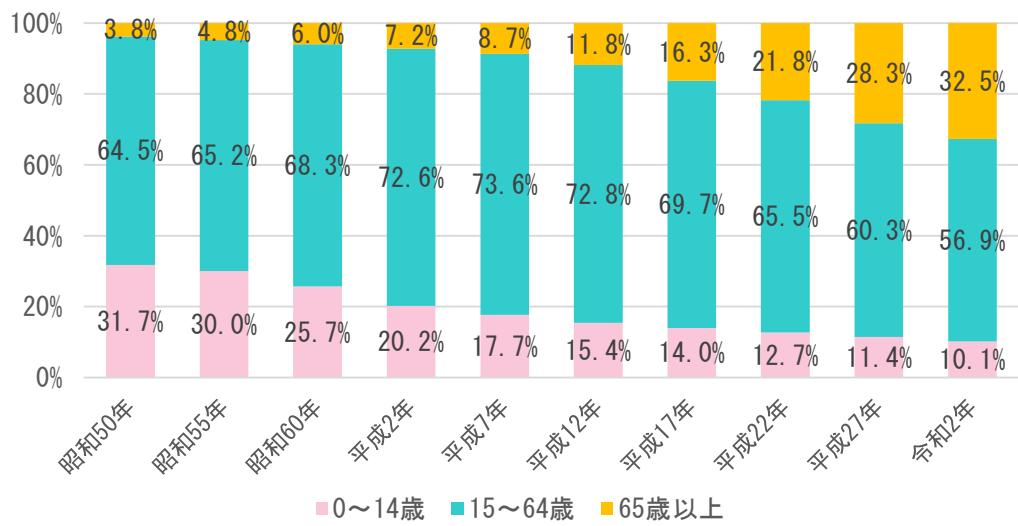
世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により、一貫して増加傾向にあり、令和2年10月1日の時点で27,378世帯となっている。



(2) 年齢別人口

本市の年齢3区分別人口構成比をみると、年少人口の割合は減少傾向にあるのに対し、老人人口は増加傾向にある。

■年齢3区分別人口構成比の推移



出典:令和2年国勢調査(総務省統計局)

(3) 昼夜間人口

本市の常住人口(夜間人口)は 65,201 人、昼間人口は 53,822 人、昼夜間人口比率は 82.5%となつており、流出人口が流入人口を上回っている。

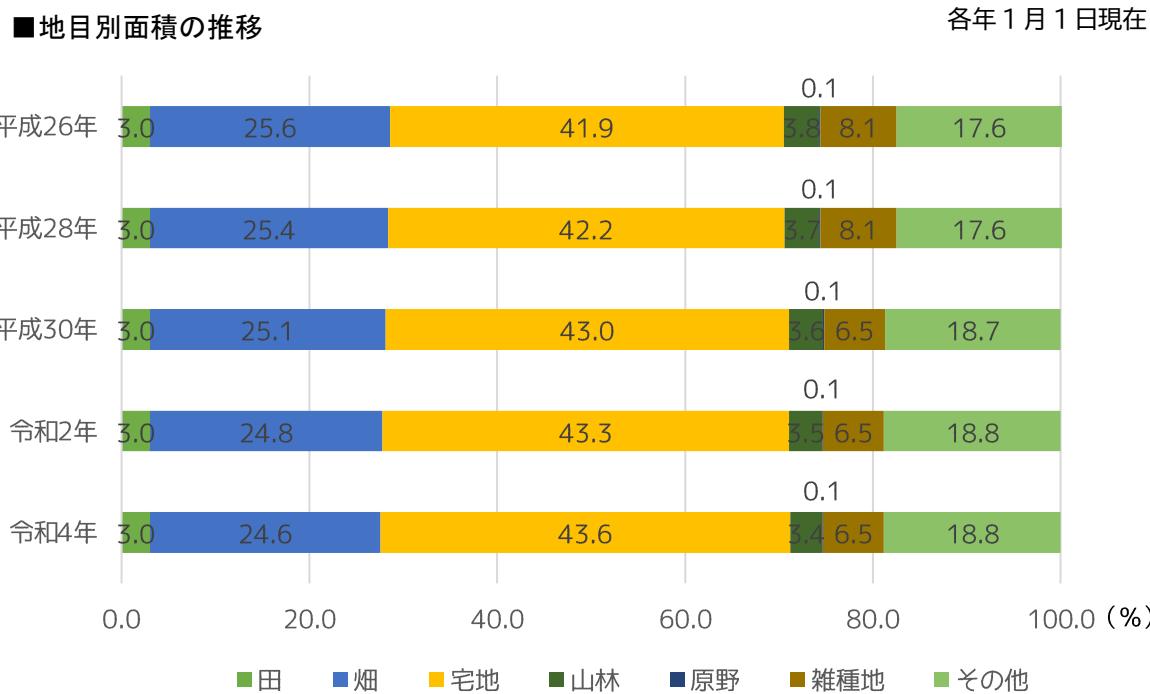
昼間人口(人)	夜間人口(人)	流入人口(人)	流出人口(人)	昼夜間人口比率(%)
53,822	65,201	10,220	21,599	82.5

出典: 令和2年国勢調査(総務省統計局)

4 土地利用

地目別面積の割合について、平成26年からの隔年の推移を見ると、田、畠が減少傾向にあり、宅地が増加傾向にある。

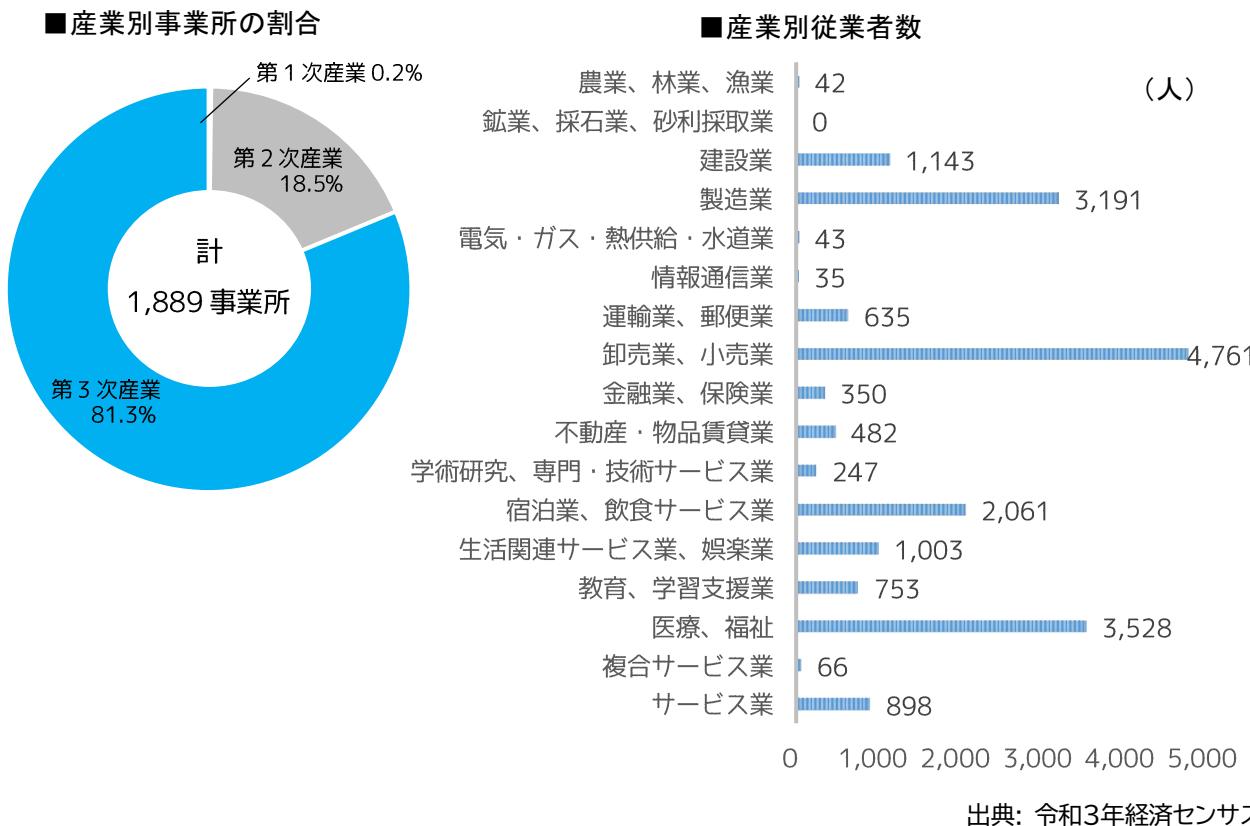
令和4年は、宅地が 43.6% と最も多く、次いで畠が 24.6%、その他が 18.8% となっている。



出典: 北本の統計

5 産業

令和3年経済センサス調査によると、本市の事業所数は、1,889 事業所であり、第2次産業が 18.5%、第3次産業が 81.3%を占めている。従業者数は、19,238 人であり、産業別では卸売業・小売業が4,761人、製造業が 3,191 人、医療・福祉が 3,528 人となっている。



出典: 令和3年経済センサス

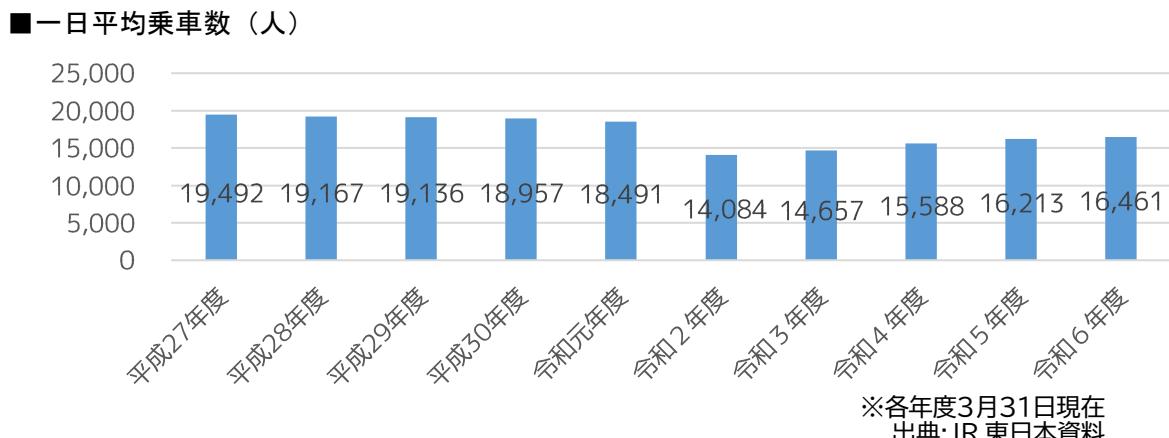
6 交通

(1) 公共交通

市域の中央部を南北にJR高崎線が通り、通勤・通学に利用されている北本駅がある。

最近 10 年間の北本駅の一日平均乗降者数は、平成 27 年から令和元年までは微減で推移していたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により令和 2 年は大幅に減少し、その後は回復傾向にあるものの、以前の水準には戻っていない。

また、バスは 6 本の路線により構成され、駅や病院等への市民の交通手段として利用されている。

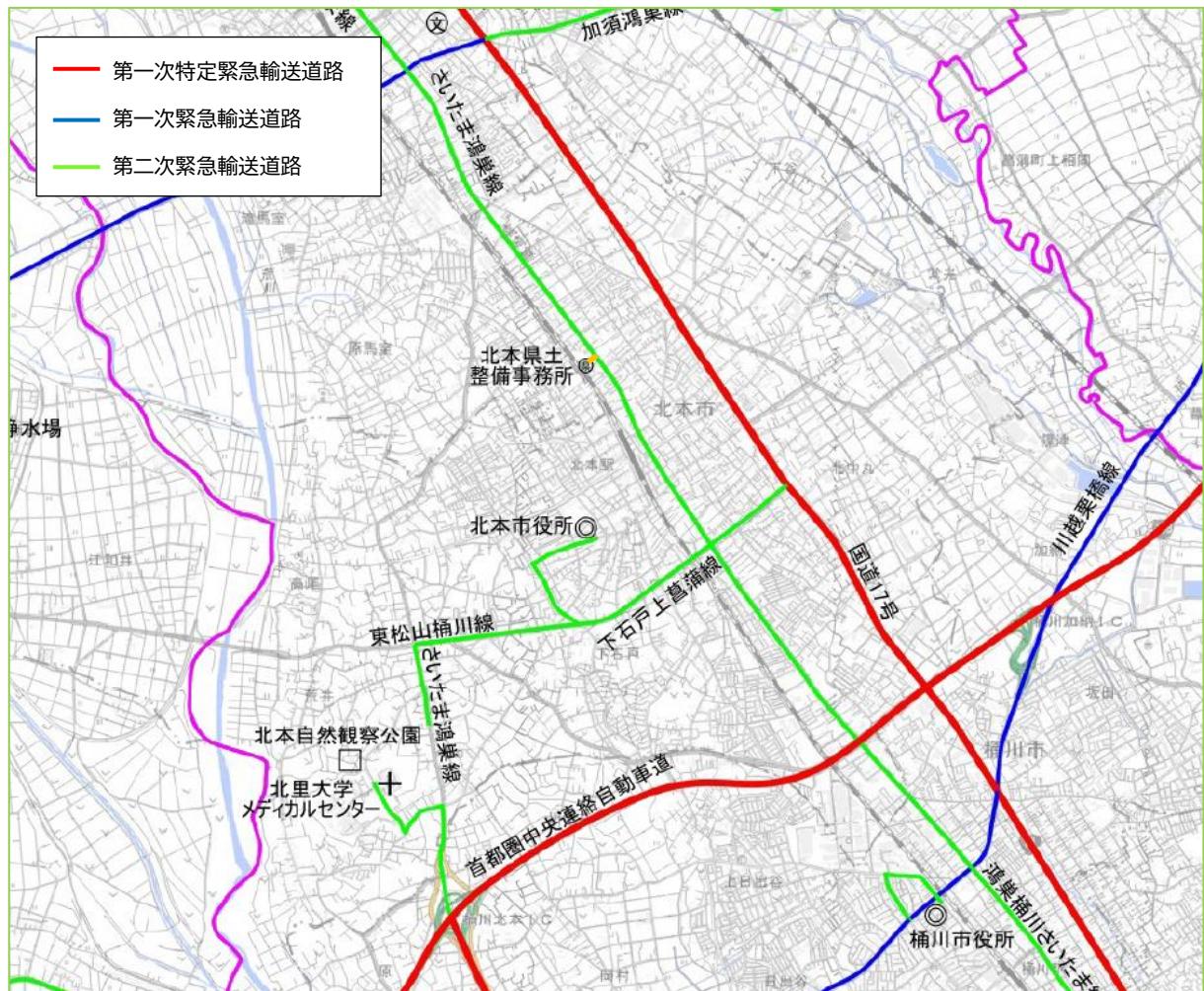


(2) 道路交通

本市の道路交通網は、国道 17 号、県道鴻巣桶川さいたま線(旧中山道)等が南北軸を形成し、また県道東松山桶川線、県道下石戸上菖蒲線等が東西軸を形成し、これに市道が連関して市の道路交通網を形成している。

なお、生活道路の中には4m未満の狭隘な道路が存在している。

■本市の主要道路



出典: 埼玉県緊急輸送道路網図

7 過去の災害

(1) 地震災害の履歴

過去、本市に大きな被害をもたらした地震は、1923年(大正12年)9月1日11時58分頃、相模湾を震源として発生した「関東地震(関東大震災)」、1931年(昭和6年)9月21日11時20分頃、現寄居町付近を震源として発生した「西埼玉地震」及び2011年(平成23年)3月11日14時46分、宮城県牡鹿半島の東南東沖130km、仙台市の東方沖70kmの太平洋の海底を震源として発生した「東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)」がある。

これらの地震による本市の被害状況は、次に示すとおりである。

地震名	年月日	マグニチュード	震源地域	北本市の被害の記録
関東地震 (関東大震災)	1923年 (大正12年) 9月1日	7.9	関東南部	石戸村では家屋の倒壊はなかったものの、死者1名が発生した。
西埼玉地震	1931年 (昭和6年) 9月21日	6.9	埼玉県 北部	中丸村において、半壊家屋が1戸、破損した家屋が6戸あった。石戸村では破損した家屋が187戸、負傷者1名が発生した。
東北地方太平洋沖 地震 (東日本大震災)	2011年 (平成23年) 3月11日	9.0	三陸沖	北本市においては、震度5弱を記録、長時間の停電や帰宅困難者が発生し、さらには福島第1原発による事故の影響を受けた。

(2) 風水害の履歴

本市域における過去の水害は、ほとんど台風や大雨による荒川の氾濫に関わるものであったが、荒川の護岸改修はおおむね終了し、荒川による水害発生の危険性は軽減された。

また、赤堀川周辺地域では、近年台風による大雨で浸水被害が発生している。

本市における主な水害履歴は、以下のとおりである。

年月日	要因	北本市の被害の記録
1910年 (明治43年) 7月25日～27日	南東気流による大雨	石戸村で浸水
1910年 (明治43年) 8月1日～16日	台風、前線などによる大雨	明治期最大の水害が発生。石戸村で破堤浸水
1947年 (昭和22年) 9月14日～15日	カスリーン台風による大雨、洪水	北本宿村で死者1名、浸水9戸、田畠の冠水117.6町歩の被害発生
1999年 (平成11年) 8月14日～16日	熱帯低気圧による大雨	降雨により朝日地内で浸水5戸、水田、畑9.5haの被害発生
2017年 (平成29年) 10月23日～24日	台風第21号による大雨	降雨により朝日地内で浸水4戸
2019年 (令和元年) 10月12日～13日	台風第19号による大雨	荒川の水位上昇により高尾地内及び石戸宿地内で浸水7戸

8 想定される災害

(1) 地震災害の想定

県が想定した5つの地震による本市の被害想定結果は次表のとおりである。

このなかで、本市に最も大きな被害をもたらすと考えられるのは、「関東平野北西縁断層帯地震」であり、次に大きな被害をもたらすのは、県が防災対策の対象としている「東京湾北部地震」である。なお、「茨城県南部地震」は、「東京湾北部地震」と同様に、首都直下地震に位置づけられており、建物被害の全壊棟数、停電人口等の一部項目で、「東京湾北部地震」よりも僅かであるが被害の程度が大きいと予測されている。

■北本市における地震被害想定結果（各想定震度とも被害想定の最大値を記載）

項目	予測内容		単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	元禄型関東地震	関東平野北西縁断層帯地震	立川断層帯地震
震度	最大震度		—	5強	5強	5強	7	5強
液状化	高い地域	面積	km ²	0.032	0	0	1.166	0
		面積率	%	0.3	0.0	0.0	8.0	0.0
建物被害	木造	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	1	0	4,875
		全壊率	%	0.00	0.04	0.00	18.52	0.00
		半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	8	4	0	3,942
		半壊率	%	0.03	0.02	0.00	14.97	0.00
	非木造	全壊 (揺れ+液状化)	全壊棟数	棟	0	1	0	473
		全壊率	%	0.00	0.00	0.00	1.79	0.00
		半壊 (揺れ+液状化)	半壊棟数	棟	1	1	0	891
		半壊率	%	0.01	0.00	0.00	3.38	0.00
	全壊 (急傾斜地崩壊)		全壊棟数	棟	0	0	0	1
	全壊率		%	0.00	0.00	0.00	4.29	0.00
	半壊 (急傾斜地崩壊)		半壊棟数	棟	0	0	0	2
	半壊率		%	0.00	0.00	0.00	10.00	0.00
	焼失 (急傾斜地崩壊)		焼失棟数	棟	18	10	9	3,258
	焼失率		%	0.08	0.04	0.04	14.12	0.03
屋外危険物	ブロック倒壊数		箇所	43	45	1	2,491	10
	自動販売機倒壊数		箇所	0	0	0	31	0
	落下物発生建物数		棟	0	0	0	4,257	0
人的被害	死者数		人	0	0	0	358	0
	負傷者数		人	2	0	0	1,676	0
	うち重傷者数		人	0	0	0	489	0
ライフライン被害	電気	停電人口	直後	人	0	107	3	68,888
		1日後	人	55	46	27	56,227	18
		停電率	直後	%	0.00	0.16	0.00	100.00
		1日後	%	0.08	0.07	0.04	81.62	0.03
	電話	不通回線	回線	回線	15	8	7	3,667
		回線	不通率	%	0.06	0.04	0.03	16.03
		携帯電話	停電率	%	0.1	0.1	0.0	81.6
		電話	不通率	%	0.1	0.0	0.0	16.0
	都市ガス	供給停止件数	件	0	0	0	21,632	0
		供給停止率	%	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	上水道	断水人口（1日後）	人	612	10	0	50,625	0
	下水道	機能支障人口	人	7,433	5,767	5,137	13,592	3,518
生活支障	避難者	1日後	人	51	32	23	24,155	16
		1週間後	人	92	33	23	26,491	16
		1か月後	人	51	32	23	28,994	16
	避難所避難者※	1日後	人	31	19	14	14,493	9
		1週間後	人	46	16	12	13,245	8
		1か月後	人	15	10	7	8,698	5
	帰宅困難者	平日	人	2,859	2,822	2,759	3,129	2,634
		休日	人	2,621	2,521	2,570	2,915	2,453
	住機能支障	応急仮設住宅等需要数	棟	6	4	3	2,720	2
	その他	廃棄物	災害廃棄物	万t	0.4	0.3	0.2	159.4
				万m ³	0.3	0.2	0.1	103.5

※「避難所避難者」は、「避難者」のうち親戚や知人宅への「避難所外避難者」を除いた避難者のことである。

出典：埼玉県地震被害想定調査（平成26年4月、埼玉県）

(2) 風水害の想定

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所は、水防法の規定に定められた想定最大規模降雨(荒川流域の72時間総雨量 632mm)を前提に、荒川が氾濫した場合に想定される浸水の状況を、シミュレーションにより求めている。

本市における荒川洪水浸水想定区域は、荒川に接する市域の西側地域と鴻巣市と接する市域の北東地域に大きく分かれるが、西側地域の場合、荒川の決壊直後に氾濫水が到達するのに対し、北東地域の場合、本市の上流域(荒川左岸 70km付近)で決壊し地盤の低い地形に沿って流下する氾濫水は、決壊から最短で約8時間程度で到達すると想定されている。

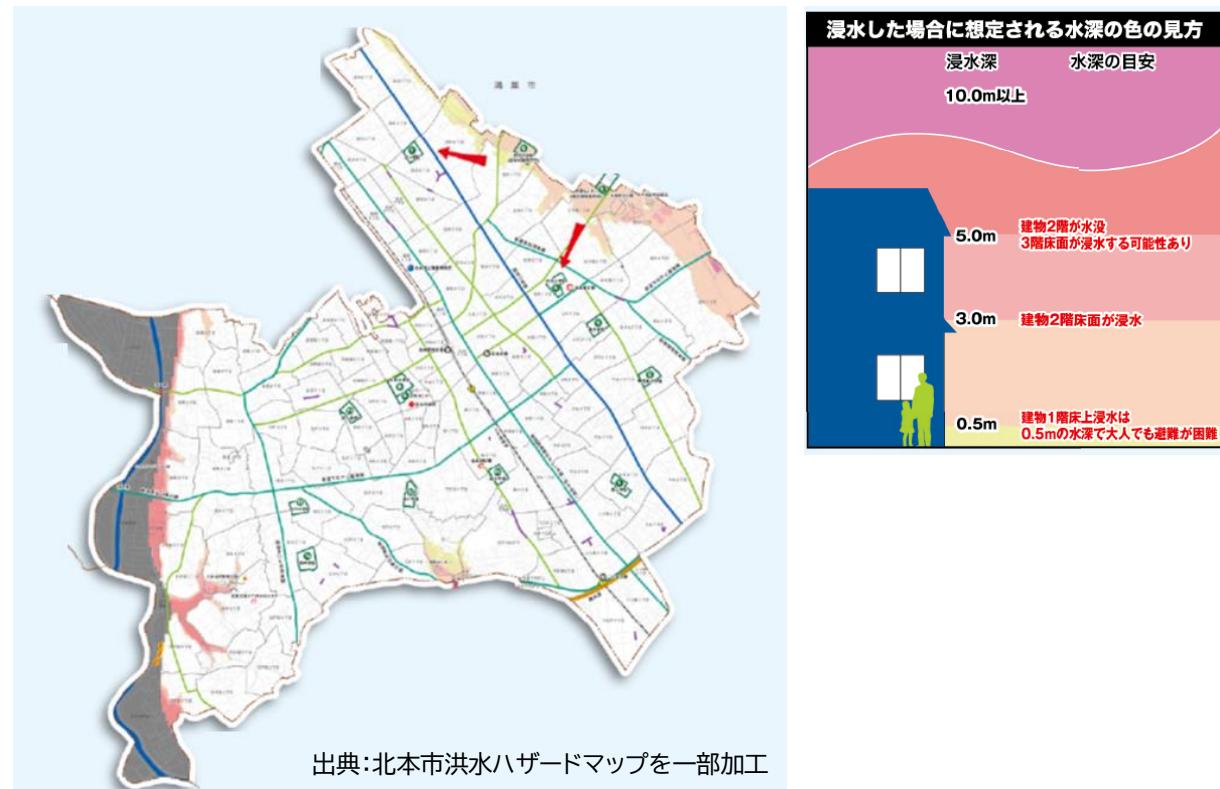
浸水地域は、西側地域の場合、荒川に接する高尾地区、荒井地区、石戸宿地区及び北本自然観察公園敷地内の低地周辺が浸水想定区域となっている。これらの地域は、最大浸水深が5m以上～10m未満になる地域もあるが、地域の多くは農地などに利用されている。

北東地域の場合、鴻巣市と接する旧谷田川から新谷田用水、赤堀川に沿った地域が浸水するが、これらの地域には市の防災拠点である宮内中、北本市体育センター及び北本総合公園が位置し、県立北本高等学校も含まれる。浸水深は、一部区域(事業所のテニスコート)で 10m以上～20m未満となっているが、大部分は0.5m未満の区域及び0.5m以上～3m未満の区域となっている。

また、それ以外の地域でも、栄地区の南側が一部地域で最大浸水深が3m以上～5m未満で浸水し、高尾4丁目の鴻巣市と接する一部地域も 0.5m以上～3m未満で浸水すると想定されている。

内水氾濫について、本市における内水の浸水実績箇所は、ほとんどが道路の冠水箇所であり、東間5丁目と東間6丁目の境を通る県道鴻巣桶川さいたま線(旧中山道)の一部箇所、東間7丁目を通るあずま通りの一部箇所、県道蓮田鴻巣線が通る古市場3丁目と北中丸2丁目の境の一部箇所、下石戸下を通る南小通りの一部箇所等があるが、これまでに避難を要するほどの内水氾濫は発生していない。

■荒川洪水浸水想定区域図（北本市関連）



(3) 土砂災害の想定

本市の地形は、おおむね平坦であるが、荒井・石戸宿付近には開析谷が認められ、当該地域に急傾斜地崩壊危険箇所が 12 箇所ある。

また、急傾斜地崩壊危険箇所を対象に、土砂災害防止法に基づき、知事から土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定されている箇所が 2 箇所ある。

令和 7 年 9 月現在、土砂災害警戒区域内に建物の立地はあるものの居住する市民はいないことから、要避難者人口はゼロとなっている。

■土砂災害ハザードマップ荒井 6 丁目



■土砂災害ハザードマップ石戸宿 6 丁目



第3章 計画の目標

1 基本目標

本計画では、国・県計画との調和を図り、以下の4項目を基本目標とする。

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- (4) 迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

大規模地震及び風水害の発生を想定し、基本目標を具体化した以下の6項目の「事前に備えるべき目標」を設定する。

- (1) あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス・電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する

第4章 脆弱性の評価

1 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

6項目の「事前に備えるべき目標」を達成するため、本市の実情に応じて、23項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1	住宅・建物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生	
	2	大規模火災による多数の死傷者の発生	
	3	浸水による多数の死傷者の発生（脆弱な防災力の長期化に伴うものも含む）	
	4	大規模な土砂災害等による死傷者の発生	
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
	2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
	3	大量の帰宅困難者の発生、混乱	
	4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	
	5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱	
	2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
4 経済活動を機能不全に陥らせない	1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
	2	危険物等を取扱う事業所の火災、爆発等	
5 情報通信サービス・電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
	2	復旧・復興に必要な電力や都市ガス供給、石油・LPGガス等の長期間にわたる機能の停止	
	3	上水道等の長期間にわたる供給停止	
	4	下水道施設等の長期間にわたる機能停止	
	5	交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響	
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する	1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
	2	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態	
	3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	4	事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	

2 脆弱性の評価

「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」を回避するため、現在実施している施策の進捗状況を把握し、現状を改善するために何が課題であり、今後、どのような施策を導入すべきかについて整理・分析した。脆弱性の評価におけるポイントを次に示し、結果を次ページ以降に示す。

(1) ハード対策とソフト対策の適切な組合せ

ハード整備に依存した防災対策では限界があることから、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、施策を推進していく必要がある。

(2) 多様な主体との連携

本市の国土強靭化に係る施策を効果的に実施するためには、国、県、民間事業者等の多様な主体との情報共有や連携を強化する必要がある。

3 施策分野の設定

国及び県の計画で設定された施策分野並びに第五次北本市総合振興計画を踏まえ、施策分野を次のとおり設定した。

個別施策分野	横断的施策分野
①健康・医療・福祉	⑧地域づくり・リスクコミュニケーション
②住宅・都市・ライフライン	⑨老朽化対策
③環境・エネルギー	
④行政機能（警察・消防等含む）	
⑤産業・農業	
⑥教育・文化	
⑦情報通信	

4 脆弱性の評価の結果

本市における 23 項目の「リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)」に対し、現在実施している各分野の施策について抽出した上で、主な課題を整理し、脆弱性の評価を行った。

事前に備えるべき目標 1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	
1-1	住宅・建物・交通施設等の倒壊による多数の死傷者の発生
①健康・医療・福祉	
○災害時における社会福祉施設等の建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修を促進する必要がある。	
○災害時に社会福祉施設等の建物が破損した場合に、市内の施設が相互に支援できるよう、システムを確立する必要がある。	
②住宅・都市・ライフライン	
○北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内にある旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化を引き続き促進するとともに、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の適切な維持管理を促進する必要がある。	
○一般の住宅等建築物の所有者に対して、広報紙やパンフレットの配布等により、家屋、ブロック塀等の点検や補修を呼びかけ、被害の未然防止を図る必要がある。	
○災害時における劣化した橋梁の落下等を防ぐため、市道の橋梁部については、定期的に点検を行い、支障箇所の修繕を実施し、長寿命化を図る必要がある。	
○電柱等の倒壊による死傷者の発生を防止するため、緊急輸送道路などにおける電線の地中化等、防災面にも配慮する必要がある。	
④行政機能（警察・消防等含む）	
○災害時における救出救助等の迅速かつ適切な活動を確保するため、必要な資機材について備蓄を図る必要がある。	
○災害・防災に関する講演会、研修会開催や、各種防災訓練等を通じて、市民の防災知識や防災意識の向上を図る必要がある。	
⑧地域づくり・リスクコミュニケーション	
○自助共助による、地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るために、自主防災組織において、災害危険箇所や避難所等を記した防災地図や、地区防災計画の策定を推進する必要がある。	
○自主防災組織の防災訓練の参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行う必要がある。	

- 災害時に自主防災組織による安否確認、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援する必要がある。

⑨老朽化対策

- 公共施設の耐震化については、完了している。今後も耐震性の確保に努める必要がある。
- 公共施設の施設管理者は定期的に点検を実施し(ブロック塀、屋外看板等を含む)、必要な箇所については補修等を実施する必要がある。

1-2 大規模火災による多数の死傷者の発生

①健康・医療・福祉

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、避難行動要支援者名簿を作成する必要がある。
- 避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、個別計画を策定する必要がある。
- 避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する必要がある。
- 保育所等において利用者の命を守るため、保育士等に対し、災害発生時の利用者の安全確保、非常参集及び災害対策本部・保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う必要がある。

②住宅・都市・ライフライン

- 道路、公園等の都市基盤施設が不十分な地区や、市街地としての密集度の高い地区は延焼の恐れがある。中高層建築物整備の可能性が高い地区については、敷地や建築物の共同化等を行い、小規模なオーピンスペース(公開空地等)の創出や耐火耐震性の建築物への誘導も検討し、災害に強い環境の形成を進める必要がある。
- 本市の「その他空家率」は4.9%(令和5年)となっており、災害時の倒壊や延焼等が危ぶまれることから、北本市空家等対策計画に基づき、空家等対策を推進する必要がある。
- 本市域内には、北本総合公園、子供公園、中央緑地、北本宿緑地公園をはじめ多くの公園が整備されているほか、まとまりのある豊かな緑地も多く残っている。これらの空間は災害時には延焼遮断空間、避難空間、救援活動の拠点として重要な役割を有していることから、公園・緑地の保全や公共用地・家庭の緑化を推進する必要がある。
- 防災活動拠点となる都市公園等については、耐震性貯水槽や夜間照明、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する必要がある。

④行政機能(警察・消防等含む)

- 消防力の現勢等を把握し、消防機関等と連携して、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図るとともに、消防団に必要な消防資機材、消防団詰所、ポンプ自動車等の計画的な更新を図る必要がある。

- 出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭や事業所における消火器や火災警報設備の設置を促進する必要がある。
- 出火時の初期消火を迅速に行うため、消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるとともに、市民への防災指導に努める必要がある。
- 消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合に備え、埼玉県下消防相互応援協定に基づく応援など、他の消防機関の応援に対する受援体制を整備する必要がある。
- 通電火災を防ぐため、各家庭において感震ブレーカーへの取り換えを促進する必要がある。

⑤産業・農業

- 農地は災害時における被災者への野菜などの供給や火災の延焼防止として重要な機能を担っており、また、井戸等の農業施設の活用等も重要であることから、今後とも、農業生産環境の整備を推進する必要がある。

⑥教育・文化

- 児童、生徒が円滑に避難できるよう、学校における訓練実施や体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める必要がある。

⑦情報通信

- 災害時に防災関係機関相互の通信連絡や市民等への情報発信を迅速・的確に行うため、災害情報連絡体制を整備、推進するとともに、県の災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を活用する必要がある。
- 情報を市民等が確実に把握できるように、防災行政無線の放送、メール配信、電話応答サービスや市ホームページへの掲載など、複合的な情報伝達手段を確保する必要がある。
- 小・中学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する必要がある

⑧地域づくり・リスクコミュニケーション

- 出火時の初期消火を迅速に行うため、自主防災組織の防災訓練の参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行う必要がある。

1-3 浸水による死傷者の発生（浸水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）

①健康・医療・福祉

- 避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、避難行動要支援者名簿を作成する必要がある。
- 避難行動要支援者一人ひとりの避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、個別計画を策定する必要があ

る。

- 避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する必要がある。

②住宅・都市・ライフライン

- 河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る必要がある。
- 河川や水路・水辺空間の整備を国や県、関係機関等と連携して進める必要がある。
- 土地利用の変化に伴い、地下への雨水浸透量が減少し、大雨時の地表水が増加するため、雨水排水施設等の整備を推進するとともに、宅地内での雨水の流出抑制対策を図る必要がある。

④行政機能（警察・消防等含む）

- 洪水ハザードマップの配布等により、防災への備えや円滑な避難について、市民へ周知する必要がある。
- 災害・防災に関する講演会、研修会開催や、各種防災訓練等を通じて、市民の防災知識や防災意識の向上を図る必要がある。

⑥教育・文化

- 浸水想定区域内の学校の生徒が円滑に避難できるよう、訓練実施や学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める必要がある。

⑦情報通信

- 災害時に防災関係機関相互の通信連絡や市民等への情報発信を迅速・的確に行うため、災害情報連絡体制を整備、推進するとともに、県の災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を活用する必要がある。
- 情報を市民等が確実に把握できるように、防災行政無線の放送、メール配信、電話応答サービスや市ホームページへの掲載など、複合的な情報伝達手段を確保する必要がある。
- 避難に時間がかかることが想定されることから、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場に対し、避難情報を伝達する必要がある。

⑧地域づくり・リスクコミュニケーション

- 自助共助による、地域の自発的な防災活動の促進やボトムアップ型の地域防災力の向上を図るために、自主防災組織において、災害危険箇所や避難所等を記した防災地図や、地区防災計画の策定を推進する必要がある。

1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

②住宅・都市・ライフライン

○大規模盛土造成地の安全性把握を行うため、調査を実施して、耐震化が必要な場合には対策工事を実施する必要がある。また、民地を含む場合には、土地所有者に周知を行い、協力して耐震化を進める必要がある。

④行政機能（警察・消防等含む）

○土砂災害警戒区域を含む自治会や付近の市民に対し、ハザードマップを配布・公表し、市民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発及び市民等からの情報提供体制の整備についても努める必要がある。

○危険区域にある市道等を事前に把握し、避難情報等を発令する際には通行止め等必要な措置をとれる体制を整備する必要がある。

事前に備えるべき目標 2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
--------------	--

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

①健康・医療・福祉

○人工呼吸器等使用者や酸素療法者等にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動も周到な準備が必要であることから、市は、災害時に人工呼吸器等使用者や酸素療法者等を支援する体制について整備を図る必要がある。

②住宅・都市・ライフライン

○災害時においては、水道管の破損や停電による送水不能による広範囲の断水が想定されるため、桶川北本水道企業団において、上水道施設の耐震化や老朽化対策、停電対策、円滑な復旧活動ができる体制整備を推進する必要がある。

③環境・エネルギー

○災害発生時に備え、防災拠点などの公共施設や事業所等において、発電機の配備や自立・分散型エネルギー・システムの導入を推進する必要がある。

④行政機能（警察・消防等含む）

○市では、事前に避難者用として 1.5 日分、災害救助従事者用として 3 日分以上の食料を目標に備蓄を行っており、段階的に備蓄量を増やしていく必要がある。

○大規模災害時においては、市だけで食料・生活物資の供給を実施することは困難であるため、あらかじめ

<p>民間事業者・団体との応援協定を結ぶ必要がある。</p> <p>○災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに輸送業者と協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める必要がある。</p> <p>○各家庭における備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標として、広報紙や市ホームページを通じて周知徹底を行う必要がある。</p>	
<p>2-2 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足</p>	
<p>④行政機能（警察・消防等含む）</p> <p>○消防本部は、自らの消防力だけでは対応できない場合に備え、埼玉県下消防相互応援協定に基づく応援や緊急消防援助隊など、他の消防機関の応援に対する受援体制を整備する必要がある。</p> <p>○消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成を促進する必要がある。</p> <p>○消防力の現勢等を把握し、消防機関等と連携して、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図るとともに、消防団に必要な消防資機材、消防団詰所、ポンプ自動車等の計画的な更新を図る必要がある。</p> <p>○災害時に自主防災組織による安否確認、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援する必要がある。</p>	
<p>2-3 大量の帰宅困難者の発生、混乱</p>	
<p>②住宅・都市・ライフライン</p> <p>○災害発生時に道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を実施するため、体制整備を推進する必要がある。</p>	
<p>④行政機能（警察・消防等含む）</p> <p>○「埼玉県地震被害想定調査(平成26年3月、埼玉県)」によると、「関東平野北西縁断層帯地震」が発生した場合、本市では平日で3,129人、休日で2,915人の帰宅困難者が発生すると想定されていることから、市及び県をはじめ事業者や市民は、それぞれの役割を踏まえ、帰宅困難者対策を実施する体制を整備する必要がある。</p>	
<p>2-4 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺</p>	
<p>①健康・医療・福祉</p> <p>○災害時に医療情報を迅速に収集・伝達・共有するため、平時より医療情報ネットワークを構築する必要がある。</p> <p>○被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるよう、救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る必要がある。</p> <p>○災害時、多くの負傷者が広域に発生した場合、医師、歯科医師の不足及び医薬品や医療資機材の不足等の問題が生じる可能性があり、これらの多量の医療救護需要を賄うため、他市町村と広域的な医療体制の強化を図る必要がある。</p>	

2-5 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

①健康・医療・福祉

- 被災地においては、衛生条件が悪化し、感染症等がまん延する恐れや、長期にわたる避難生活により健康状態が悪化する恐れがあるため、感染症等の防止措置や被災者に対する防疫及び保健衛生活動を実施する必要がある。
- 避難所等における消毒液やグローブ、マスク、感染防護服等の備蓄を進める必要がある。
- 避難所において、新型インフルエンザ等感染症の疑いがある者に対し専用スペースを用意するなどの対策を講じる必要がある。

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

①健康・医療・福祉

- 高齢者、障がい者などの要配慮者の利用を目的とした福祉避難所の設置促進を図るとともに、災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める必要がある。

②住宅・都市・ライフライン

- トイレについては公衆衛生、生活環境の悪化に大きな影響を及ぼすものであるため、仮設トイレ等の設置や浄化槽の利用等により、災害時に迅速に対応措置できるように資機材の備蓄を図る必要がある。

④行政機能（警察・消防等含む）

- 避難所は、災害の発生に伴い、市民の安全を確保し、被災者を一時収容する必要があるため、余震等による落下物の防止や、被災者の受け入れや物資等の配布が可能である必要がある。また、避難所には、要配慮者を含む様々な人が避難することから、ハード・ソフト両面で整備を行う必要がある。
- 災害規模によっては、避難所への物資運搬ができない状況が想定できることから、避難所敷地内の防災倉庫や校舎等に物資を備蓄することを努める必要がある。

⑧地域づくり・リスクコミュニケーション

- 適切に地域避難所を開設するため、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援する必要がある。
- 防災に関する政策・方針決定過程や避難所運営会議等において、女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立、男女のニーズの違いや性的マイノリティ等に配慮した防災対策や避難所の運営を推進する必要がある。

事前に備えるべき目標3 必要不可欠な行政機能は確保する	
3-1	警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
<p>④行政機能（警察・消防等含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時の治安の悪化を防止するため、平時から犯罪を未然に防ぐ意識を高める活動や、防犯施設・設備の充実に努める必要がある。 ○災害時に発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、平時から国、県、警察等と連携し、交通安全施設・設備の整備を推進する必要がある。 	
3-2 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
<p>④行政機能（警察・消防等含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市職員の家庭内における負傷等を防止するため、家庭内における安全対策を推進する必要がある。 ○市職員等の公共施設内における負傷等を防止するため、公共施設の施設管理者は、ロッカー、キャビネット等の危険要因について定期的に点検を実施し、必要な箇所については、移動、補強、補修等を施す必要がある。 ○災害時に業務継続体制を確保するため、平時から必要な人員や資源の継続的な確保、受援体制の強化、定期的な教育・訓練等を推進する必要がある。 ○災害発生時の物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結を推進するとともに、既に応援協定を締結している団体等との訓練実施や、協定内容の見直しなど連携体制の強化を図る必要がある。 	
<p>⑦情報通信</p> <ul style="list-style-type: none"> ○災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、非常用電源の確保や転倒防止対策、通信システムのバックアップ化等の安全対策を推進する必要がある。 ○災害時において各種通信設備を迅速・的確に使用するため、平常時からマニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る必要がある。 ○効率的な業務実施のため、災害時にも有効な電子機器について平時から調査・研究し、導入に努める必要がある。 ○避難所等の防災拠点や災害対策本部を設置する防災中枢拠点において、災害時においても使用できる情報通信機能や管理機能などの充実を図る必要がある。 	
<p>⑨老朽化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北本市公共施設等総合管理計画に基づいて公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する必要がある。 	

事前に備えるべき目標4		経済活動を機能不全に陥らせない
4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	
<p>⑤産業・農業</p> <p>○企業は災害時に果たす役割を認識し、各企業において災害時に重要業務を継続できるようにするため、企業の事業継続計画(BCP)の策定に努める必要がある。</p>		
4-2	危険物等を取扱う事業所の火災、爆発等	
<p>④行政機能（警察・消防等含む）</p> <p>○危険物の流出事故等を未然に防止するため予防対策を推進する必要がある。</p> <p>⑤産業・農業</p> <p>○危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大する恐れのあるときは、周辺地域の市民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止場所の設定・周知等必要な措置を講じる必要がある。</p>		

事前に備えるべき目標5		情報通信サービス・電力等ライフルイン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
5-1	テレビ・ラジオ放送の中止や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	
<p>⑦情報通信</p> <p>○災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、非常用電源の確保や転倒防止対策、通信システムのバックアップ化等の安全対策を推進する必要がある。</p> <p>○災害時において各種通信設備を迅速・的確に使用するため、平常時からマニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る必要がある。</p> <p>○災害時に防災関係機関相互の通信連絡や市民等への情報発信を迅速・的確に行うため、災害情報連絡体制を整備、推進するとともに、県の災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を活用する必要がある。</p> <p>○停電時においても防災行政無線等により、情報伝達体制を確立する必要がある。</p> <p>○市からの情報を市民等が確実に把握できるように、防災行政無線の放送やメール配信、電話応答サービス、市ホームページへの掲載、SNSの活用など、複合的な情報伝達手段を確保する必要がある。</p>		

○避難所等の防災拠点や災害対策本部を設置する防災中枢拠点において、災害時においても使用できる情報通信機能や管理機能などの充実を図る必要がある。

○市ホームページがアクセス過多により閲覧できなくなる恐れがあることから、災害モードへの切り替えやキヤツシュページへの誘導等、アクセスを分散させる必要がある。

5-2 復旧・復興に必要な電力や都市ガス供給、石油・LPガス等の長期間にわたる機能の停止

③環境・エネルギー

○災害発生時に備え、防災拠点などの公共施設や事業所等において、発電機の配備や自立・分散型エネルギー・システムの導入を推進する必要がある。

○災害時の石油類燃料等を確保するため、新たな石油関係団体等との協定締結に努めるとともに、市内の供給事業者との応援協定に基づき、災害時のエネルギーの調達、供給体制の整備を進める必要がある。

5-3 上水道等の長期間にわたる供給停止

②住宅・都市・ライフライン

○災害時においては、水道管の破損や停電による送水不能による広範囲の断水が想定されるため、桶川北本水道企業団において、上水道施設の耐震化や老朽化対策、停電対策、円滑な復旧活動ができる体制整備を推進する必要がある。

5-4 下水道施設等の長期間にわたる機能停止

②住宅・都市・ライフライン

○下水道施設の耐震性の向上及び未普及対策に努めるとともに、既設管等の事前調査などにより、老朽化した下水道施設の更新及び改修等を実施し、下水道施設の安全化を推進する必要がある。

5-5 交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

②住宅・都市・ライフライン

○北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内にある旧耐震基準で建てられた建築物の耐震化を引き続き促進するとともに、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の適切な維持管理を促進する必要がある。

○緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため、協定を締結している北本市総合建設業協会と協力体制を推進し、道路啓開体制整備を図る必要がある。

○災害時に救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努める必要がある。

○他の道路管理者と連携し、または働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する必要がある。

○災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておく必要がある。

- 災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める必要がある。
- 電柱等の倒壊による死傷者の発生を防止するため、緊急輸送道路などにおける電線の地中化等、防災面にも配慮する必要がある。
- 非常に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検や拡幅、隅切り等による進入路の整備に努める必要がある。
- 大規模災害発生時においては、JR 高崎線北本駅を起終点とした路線バス及び路線バスを補完する公共交通であるデマンドバスが運行できなくなることが想定されるため、運行業者と連携し、円滑な復旧体制を整備する必要がある。

事前に備えるべき目標6		社会・経済が迅速かつ従前より強靭な姿で復興できる条件を整備する
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	

③環境・エネルギー

- 大規模災害時には、通常のごみに加え、一時的に家具等の大量の災害廃棄物が排出されるため、仮置場の確保、収集運搬体制、相互支援体制などのごみ処理体制の整備を図る必要がある。

6-2	地域コミュニティの崩壊等により、復旧・復興が大幅に遅れる事態
-----	--------------------------------

④行政機能（警察・消防等含む）

- 大規模な災害が発生した場合、行政や防災関係機関のみで円滑な応急対策を実施するのは限界があるため、災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める必要がある。

⑧地域づくり・リスクコミュニケーション

- 災害に強いまちづくりは市民との協働で行うものであるため、市民参加による取組みが必要不可欠であり、現況調査や計画づくりなど早い段階で市民の参加を求め、協働の実現を図っていく必要がある。

6-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
-----	---

⑥教育・文化

- 大規模地震時には、指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、収蔵・保管施設の損壊が予想されるため、収蔵・保管施設の耐震・免震化や、文化財の転倒、落下防止対策等の強化を図る必要がある。
- 文化財の防火対策を徹底するため、消防等関係団体と連携し、防火体制・防火設備の整備強化等の徹底を期する必要がある。

- コミュニティの崩壊による文化財の衰退・損失を防ぐため、コミュニティの活力を保っていく必要がある。

6-4 事業用地の確保、仮設住宅等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

④行政機能（警察・消防等含む）

- 早期の被災者支援のため、被害家屋の調査や罹災証明書の迅速な交付体制などを整備する必要がある。
- 災害時に被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できる体制を整備する必要がある。

第5章 対応方策

本市における強靭化を推進するため、脆弱性評価の結果に基づき、施策分野別の推進方針を次のとおりとする。

個別施策分野

1 健康・医療・福祉

(災害医療体制の充実)

- 大規模災害時における市災害対策本部、救護所、救急医療機関及びその他関連する防災関連機関との十分な情報連絡機能を確保するため、平時から医療情報の連絡体制の整備を図る。
- 被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制の整備を図る。
- 応急医療活動に必要な物資や要員の確保を円滑に行うため、他市町村と広域的な医療体制の強化を図る。

(要配慮者の避難対策の推進)

- 避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者名簿の作成や個別計画の策定を推進する。
- 避難支援等関係者と避難行動要支援者名簿の情報を共有しながら避難支援を実施する体制を整備する。

(要配慮者や女性、性的少数者への配慮)

- 避難所において、要配慮者や女性に配慮することに努める。また、LGBTQなど性的少数者から相談を受ける場合はプライバシーを確保するとともに、アウティング(性的少数者本人の了承なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)をしないよう注意する。

(在宅医療の電源確保の推進)

- 人工呼吸器等使用者や酸素療法者等にとって、災害時の停電は命に直結し、避難行動も周到な準備が必要であることから、市は、災害時に人工呼吸器等使用者や酸素療法者等を支援する体制について整備を図る。

(福祉避難所の整備)

- 高齢者、障がい者などの要配慮者の利用を目的とした福祉避難所の設置促進を図るとともに、災害時の受入体制及び移送体制等について事前の体制整備に努める。

(社会福祉施設等の整備)

- 災害時における社会福祉施設等の建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修を促進する。
- 災害時に社会福祉施設等の建物が破損した場合に、市内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

(感染症の発生とまん延の防止（正しい知識の普及啓発、情報発信、予防接種の実施）)

- 災害発生時における感染症の発生・蔓延を防ぐため、県や近隣自治体と連携し、迅速な医療機関の確保、防疫活動、保健活動を実施する。
- 避難所等における消毒液やグローブ、マスク、感染防護服等の備蓄を推進する。
- 避難所において、新型インフルエンザ等感染症の疑いがある者に対し専用スペースを用意するなどの対策を講じる。

(保育施設等における防災機能向上)

- 保育士等に対し、災害発生時の利用者の安全確保、非常参集及び災害対策本部・保護者との連携等、災害応急対策について研修を行う。

2 住宅・都市・ライフライン

(計画的な都市整備の推進)

- 中高層建築物整備の可能性が高い地区については、敷地や建築物の共同化等を行い、小規模なオープンスペース（公開空地等）の創出や耐火耐震性の建築物への誘導も検討し、災害に強い環境の形成を推進する。

(適正な土地利用の推進)

- 河川の氾濫による浸水被害の軽減を図るため、低地部の水害危険区域における開発に際しては、都市計画法をはじめとする各種法令等により、適正な土地利用の誘導・規制を図る。

(住宅・建築物の耐震化等の促進)

- 北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内にある建築物の耐震化を引き続き促進するとともに、住宅や多くの人が利用する建築物、緊急輸送道路沿道建築物、防災上重要な施設等の適切な維持管理を促進する。
- 一般の住宅等建築物の所有者に対して、広報紙やパンフレットの配布等により、家屋、ブロック塀等の点検や補修を呼びかけ、被害の未然防止を図る。

(空家対策の推進)

- 災害時の空家等の倒壊・火災を防止するため、北本市空家等対策計画に基づき、その他空家への対策を促進する。

(緑地・公園等オープンスペースの確保及び整備)

- 公園・緑地の保全や公共用地・家庭の緑化を推進し、災害時における避難空間等の確保や、延焼防止効果の向上を図る。
- 防災活動拠点となる都市公園等については、耐震性貯水槽や夜間照明、非常電源施設等の災害応急対策に必要な施設の整備を推進する。
- 都市公園等の既存の施設の長寿命化を図る。

(河川の整備)

- 河川管理者と連携し、河川の実態等を調査し、必要に応じて河道の拡幅、築堤、河床掘削、護岸等の河川整備を推進する。
- 河川管理者と連携し、重要水防区域をはじめ、市内の河川施設等の定期的な点検を実施する。

(浸水対策の推進)

- 雨水排水施設等の整備を推進するとともに、宅地内での雨水の流出抑制対策を図る。

(上水道施設の防災対策の推進)

- 桶川北本水道企業団等の関係機関と連携し、上水道施設の耐震化や老朽化対策、停電対策、円滑な復旧活動ができる体制整備を推進する。

(下水道施設の防災対策の推進)

- 下水道施設の耐震性の向上及び未普及対策に努めるとともに、既設管等の事前調査などにより、老朽化した下水道施設の更新及び改修等を実施し、下水道施設の安全化を図る。
- 仮設トイレ等の設置や浄化槽の利用等により、災害時に迅速に対応措置できるように資機材の備蓄を推進する。

(道路啓開体制の整備)

- 緊急輸送道路の啓開・復旧を迅速に行うため、北本市総合建設業協会等の関係機関と連携のもと、装備資機材の充実や、情報収集・共有・提供等の体制整備を図る。

(主要幹線道路ネットワークの整備)

- 他の道路管理者と連携し、または働きかけ、バイパスの整備や多車線化などにより、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。
- 道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておく。
- 災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。

(緊急輸送道路等の整備)

- 災害時に救援・支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行うため、緊急輸送道路を中心とした道路ネットワークの整備を推進するとともに、緊急輸送道路の耐震性の向上、沿線地域の不燃化、閉塞建築物の耐震化等に努める。
- 緊急輸送道路の指定状況及び役割について、平常時より市民に周知する。

(道路の防災対策)

- 災害発生時に道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るため、道路パトロールの実施等による情報の収集・連絡体制を整備するほか、道路利用者に災害発生の危険性についての情報等を迅速に提供するための体制を整備する。

- 非常に消防車両等のアクセスが迅速にできるように、住宅密集地の道路状況の点検や拡幅、隅切り等による進入路の整備に努める。

(道路橋梁の安全対策)

- 災害時における劣化した橋梁の落下やそれに伴う救援活動、物資輸送の分断を防ぐため、市道の橋梁部については、定期的に点検を行い、支障箇所の修繕を実施し、長寿命化を図る。

(無電柱化対策)

- 電柱等の倒壊による道路閉塞等を防止するため、緊急輸送道路などにおける電線の地中化等、防災面に配慮する。

(公共交通の充実)

- JR 高崎線北本駅を起終点とした路線バス及び路線バスを補完する公共交通であるデマンドバスについて、運行業者と連携し、円滑な復旧体制整備に努める。

(大規模盛土造成地の耐震化)

- 大規模盛土の倒壊を未然に防ぐため、安全性把握のための調査を引き続き実施して、耐震化が必要な場合には、対策工事を実施する。

3 環境・エネルギー

(避難所等における電力の確保)

- 公共施設や事業所等における発電機の配備や自立・分散型エネルギーシステムの導入を推進するとともに、防災拠点においては、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。

(災害時のエネルギー供給のための体制整備)

- 災害時の石油類燃料等を確保するため、新たな石油関係団体等との協定締結に努める。
- 市内の供給事業者との応援協定に基づき、災害時に優先供給を行う災害対応上重要施設や災害応急対応車両等の選定を行うなど、エネルギーの調達、供給体制の整備を進める。

(災害廃棄物処理体制の整備（廃棄物処理施設の耐震化、体制の強化）)

- 災害廃棄物の収集・運搬・処分を迅速かつ円滑に実施するため、災害廃棄物処理計画の見直し、職員の研修・訓練の実施、仮置場候補地の抽出、相互支援体制の構築などを行う。

4 行政機能（警察・消防等含む）

(市の業務継続に必要な体制の整備)

- 市職員の家庭内における負傷等を防止するため、周知等により安全対策を推進する。
- 災害時職員対応マニュアルについて、機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の変化に応じて毎年検討を加え、必要に応じ修正する。
- 災害時における適切な判断力を養成し、責任を持って自発的に行動できるように、職員に対して研修会等により、防災教育を実施する。

- 災害時に必要な業務を継続するとともに業務基盤を早期に立ち上げるため、業務継続計画(BCP)に基づき、職員の安否確認等を行う。また、必要に応じ見直しを実施する。
- 大規模災害発生時に迅速かつ的確に応急対策を実施するため、災害対策本部等の設置運営訓練や、それぞれの業務に応じた訓練を実施する。

(市民への防災意識啓発(防災マップ等の更新・配布や各種訓練・啓発活動の実施))

- 各種ハザードマップ(地震・洪水・土砂災害)の配布等により、各地域における被害想定や危険度等について情報提供し、災害への備えや円滑な避難を促進する。
- 災害・防災に関する講演会、研修会の開催や各種防災訓練等を通じて、市民の防災知識や防災意識の向上を図る。

(防災機能の整備(消防車両や資機材等の更新・整備))

- 消防力の現勢等を把握し、消防機関等と連携して、消防機械器具、消防水利施設等の整備充実を図るとともに、消防団に必要な消防資機材、消防団詰所、ポンプ自動車等の計画的な更新を図る。
- 災害時における救出救助等の迅速かつ適切な活動を確保するため、必要な資機材について備蓄を図る。
- 出火時の初期消火を迅速に行うため、各家庭や事業所における消火器や火災警報設備の設置を促進する。
- 通電火災を防ぐため、各家庭において感震ブレーカーへの取り換えを促進する。

(非常用物資の備蓄促進)

- 拠点防災倉庫等の防災倉庫における備蓄及びその適正管理を行うほか、関係業者との調達協定の締結等の方法により、災害時に円滑に食料・飲料水・生活必需品等を供給できる体制を整備しておく。
- 家庭における備蓄は最低3日間(推奨1週間)分を目標として、広報紙や市ホームページを通じて周知徹底を行う。
- 避難所敷地内の防災倉庫や校舎等に物資を備蓄することを努める。

(交通安全対策の推進)

- 災害時に発生する交通渋滞、交通事故等を回避するため、平時から国、県、警察等と連携し、交通安全施設・設備の整備を推進する。

(地域防犯力の向上)

- 災害時の治安の悪化を防止するため、平時から犯罪を未然に防ぐ意識を高める活動や、防犯施設・設備の充実に努める。

(帰宅困難者対策の推進)

- 帰宅困難者の一時滞在施設を確保し、案内チラシや看板等の必要な物資の備蓄を推進する。
- 市域を通る鉄道事業者と平時より協議を行い、鉄道を利用した帰宅困難者のスムーズな受入体制を構築する。

- 事業者や市民等に対し、帰宅困難者に対する基本原則の「むやみに移動しない」等の周知徹底や飲料水・食料等備蓄の確保を促進する。

(消防人材の強化)

- 消防団を活性化し、災害活動能力を向上させるため、消防機関等と連携し、実践的な教育訓練を実施するとともに、市民への防災指導に努める。
- 消防団の活性化に向けて、若手リーダーの育成を促進する。

(有害物質等対策の推進（工場への立入調査、啓発）)

- 危険物の流出事故等を未然に防止するため予防対策を推進する。

(土砂災害危険箇所の警戒避難体制の整備)

- 土砂災害警戒区域を含む自治会や付近の市民に対し、ハザードマップを配布・公表し、市民等に対する土砂災害への危機管理意識の啓発及び市民等からの情報提供体制の整備についても努める。
- 危険区域にある市道等を事前に把握し、避難情報等を発令する際には通行止め等必要な措置をとれる体制を整備する。

(災害時応援協定締結団体等との連携強化)

- 災害発生時において物資や人材等の確保を図るため、新たな関係団体との災害時応援協定の締結を推進する。
- 既に応援協定を締結している団体等との訓練実施や協定内容の見直しなど連携体制の強化を図る。

(公共施設の災害対応力の向上)

- 避難所等の防災拠点や災害対策本部を設置する防災中枢拠点において、災害時においても使用できる情報通信機能や管理機能などの充実を図る。
- 公共施設の施設管理者は、ロッカー、キャビネット等の危険要因について定期的に点検を実施し、必要な箇所については、移動、補強、補修等に努める。

(関係行政機関との連携体制の整備)

- 災害時に応急復旧活動が迅速かつ円滑に実施できるよう、平時から関係行政機関等と連携を強化する。

(被災者の生活再建等の支援)

- 早期の被災者支援のため、被害家屋の調査や罹災証明書の迅速な交付体制などを整備する。
- 災害時に被災者の住まいを確保するため、応急仮設住宅等を円滑かつ迅速に供給できる体制を整備する。

(人的支援の受入体制の整備)

- 災害時に円滑にボランティア団体等の協力が得られるよう、ボランティアの活動環境の整備に努める。

(物資の輸送拠点の整備)

- 災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図る。

5 産業・農業

(農業・商業・工業の振興)

- 持続可能な農業経営に向けて、担い手の育成や6次産業化等による付加価値の高い農業を推進する。
- 県が実施している中小企業における事業継続計画支援を案内するなど、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう支援する。

(農地・農業用施設等の管理)

- 農業生産環境の整備を進め、生産性の向上や営農条件の改善、経営の安定化、鳥獣被害の防止とともに、安心・安全な農作物の生産・供給や地産地消の推進を図る。

(事業所等の防災組織の整備)

- 危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大する恐れのあるときは、周辺地域の市民に対し避難を呼びかけるとともに、避難誘導、立入禁止場所の設定・周知等必要な措置を講じる。

6 教育・文化

(防災教育・学習の充実)

- 避難訓練や防災に関する講演、起震車による地震模擬体験、AED研修等を行う。
- 各教科を通じ、地震発生の仕組みや火災、台風による被害等についての学習を行う。
- 災害時の教職員のとるべき行動等を記載した防災対応マニュアルを作成するとともに研修を行う。

(教育施設等における防災機能向上)

- 避難所となる施設において、落下物の防止や空調の整備等、環境整備に努める。
- 小・中学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルを策定する。

(文化財の保護)

- 指定文化財及び文化財所有者の建築物の倒壊、収蔵・保管施設の損壊を防ぐため、収蔵・保管施設の耐震・免震化や文化財の転倒、落下防止対策等の強化を図る。
- 消防等関係団体と連携し、防火体制・防火設備の整備強化等の徹底を図る。

7 情報通信

(行政情報基盤の防災機能の強化)

- 非常用電源の確保、転倒防止対策、浸水防止対策や通信システムのバックアップ化等の安全対策を推進する。

- 平常時から各種通信設備の使用マニュアルを作成し、通信設備の使用方法の習熟を図る。
- 衛星携帯電話等、非常用通信手段の確保を図る。
- 効率的な業務実施のため、災害時にも有効な電子機器について平時から調査・研究し、導入に努める。
- 市ホームページがアクセス過多により閲覧できなくなる恐れがあることから、必要に応じ災害モードへの切り替えやキャッシュページへの誘導を行う。

(災害関連情報の収集・伝達体制の整備)

- 災害時に防災関係機関相互の通信連絡や市民等への情報発信を迅速・的確に行うため、災害情報連絡体制を整備、推進するとともに、災害情報の入力・表示システムである「埼玉県災害オペレーション支援システム」を活用する。
- 防災行政無線等により、情報伝達体制を確立するとともに、避難所等との相互通信機能を確保し、災害時の情報収集等に役立てる。
- 防災行政無線の放送、メール配信、電話自動応答サービス、市ホームページへの掲載など、複合的な情報伝達手段を確保する。
- 避難に時間がかかることが想定されることから、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設や大規模工場に対し、避難情報を伝達する。

横断的施策分野

8 地域づくり・リスクコミュニケーション

(地域防災力の強化（自主防災組織の活動支援）)

- 災害時に自主防災組織により安否確認、救出活動等が的確に実施できるよう、防災活動用資機材の整備を補助制度等により継続的に支援していく。
- 自主防災組織において、災害危険箇所や避難所等を記した防災地図の作成や地区防災計画の策定を推進する。
- 自主防災組織の防災訓練の参加を促すとともに、自主防災組織が独自に訓練を実施する場合、訓練方法等について積極的な支援を行っていく。

(地域コミュニティ活動の活性化)

- 地域コミュニティ活動の地域活動団体の重要性を高め、自治会やコミュニティ活動の維持及び自立性の確保を支援する。
- 市民への地域活動参加の啓発に努めるとともに、地域活動の拠点である集会施設の整備や修繕等を支援する。

(市民参画と協働の充実)

- 市民との協働のまちづくりを推進するため、市民関係団体等との連携を図り、若者から高齢者まで誰もが参画しやすい環境づくりに努める。

(男女共同参画による防災体制の確立)

- 防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。
- 避難所運営会議等において、男女双方からの視点に基づき、男女のニーズの違い等に配慮した防災対策やレイアウトの検討などを実施する。

9 老朽化対策

(公共施設等マネジメント)

- 北本市公共施設等総合管理計画に基づき総合的かつ計画的な管理を推進し、ライフサイクルコストの削減に努めるとともに、「予防保全」を重視し、施設の現状を把握した上で大規模な改修や建替えを計画的に実施する。
- 人口減少・少子高齢化に伴い変化する市民ニーズに適切に対応するため、公共施設の機能や規模の適正化を図り、質の高い市民サービスを維持する。
- 公共施設の施設管理者は定期的に点検を実施し(ブロック塀、屋外看板等を含む)、必要な箇所については補修等を実施する。

(公共施設の耐震化の推進)

- 北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、耐震性の確保に努める。
- 人口減少、少子高齢化、市民ニーズの変化に対応するため、施設機能の集約化や複合化を進めるとともに、施設総量の最適化に取組む。
- 公共施設の施設管理者は定期的に劣化状況調査を実施し、施設運営に支障が生じる前に、必要な補修・改修を実施する。

第6章 計画の推進と進行管理

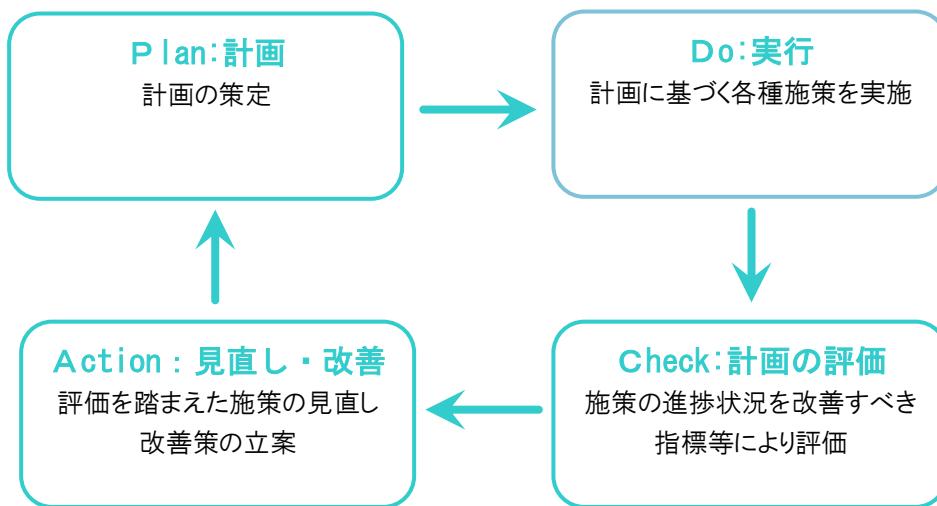
1 計画の推進体制

本市は、各部局間の連携はもとより、国、県、関係自治体、防災関係機関、市民、市民公益活動団体、民間企業等の多様な主体と相互に連携を図り、各種情報や取組み等を共有しながら、効果的・効率的に推進していくものとする。

2 計画の進行管理

本計画に基づく施策や事業は、改善すべき指標等を中心に進捗状況を把握しながら、PDCAサイクルの仕組みに基づき、継続的な改善を図る。

また、本市を取り巻く環境や社会状況の変化等により、必要に応じて本計画の見直しについても検討する。



北本市国土強靭化地域計画

令和4年3月 策定

(令和8年3月 改定)

発行 北本市 市民経済部 くらし安全課